

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 2 年 1 月 1 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分が違法又は不当である旨を主張している。

運用事例集（後記第 6・1・(5)参照）において、収入充当をおこなう場合の基準について、問 7-2「充当可能な資力が現にあるかいなかにより留意し、本人の了承を得なければならない。機械的に実施して、最低生活費を大幅に割り込んだ生活を強いる事のないよう注意する。」との記載があるが、請求人は了解をもらったことはない。また、機械的に実施されたため、本件処分によって最低生活費を大幅に割り込んだ生活を強いられてしまった。

行政手続法 14 条に規定される不利益処分の理由の明示がなされていなかった。これまで収入があった場合は返還金決定として処理していたにも関わらず、なぜ収入充当を行ったのかという理由の説明がなかった。

令和 2 年 1 月 6 日時点では口座残高が 5 8 7 円になっていて、現金で保有していた可能性も排除できないものの、請求人の手持ち金が少なかった可能性も多いに推認される。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 月 2 5 日	諮問
令和 6 年 3 月 1 5 日	審議（第87回第2部会）
令和 6 年 5 月 2 4 日	審議（第88回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされている。

また、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされ、同項の規定に基づいて「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければ

ばならないとしている。

(4) 収入認定、必要経費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８・２（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとされている。

また、次官通知第８・３・(1)・ア・(7)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除（請求人の収入１１１，５８３円に対する基礎控除は２４，８００円）のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

(5) 収入充当

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０・２・(8)によれば、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、（略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」とされている。

また、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「運用事例集」という。）問７－２「翌月収入充当の方法」（答）によれば、留意点として、充当可能な資力があるか否かに留意し、本人の了解を得なければならないこと、機械的に実施して、最低生活費を大幅に割り込んだ生活を強いることのないよう注意することとされている。

(6) 移送費

法 12 条柱書は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、同条 2 号は、生活扶助の範囲として「移送」を挙げている。そして、局長通知によれば、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこと」とされている（局長通知第 7・2・(7)）。

(7) 期末一時扶助

保護基準によれば、期末一時扶助費は、12 月の基準生活費の算定に当たって計上することとされ、〇〇区が該当する 1 級地—1 の区分の 1 人世帯では、14,160 円を計上することとされている（保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・ア）。

(8) 次官通知、局長通知及び運用事例集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

本件処分による各月の保護変更決定について、以下、それぞれ検討する。

(1) 令和 2 年 9 月 1 日付け変更

請求人から提出された同月分の収入申告書及び給与明細書に基づき、就労収入 14,962 円について基礎控除により収入認定額 0 円と算定した上で、請求人の最低生活費 122,730 円を同月の保護費とし、支給済保護費 118,391 円との差額 4,339 円を追加支給したことが認められる。

(2) 令和 2 年 10 月 1 日付け変更

本件収入申告書類に基づき、同月の就労収入 111,583 円から基礎控除額 24,800 円及び必要経費 14,985 円を差し引いた 71,798 円を同月分の収入として認定したことが認められる。その結果、過払いとなった 71,798 円については、局長通知第 10・2・(8)において、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと」

とされていることから（１・(5)）、同年１２月及び令和３年１月に分割して各月３５，８９９円収入充当したことが認められる。

こうした取扱いに当たっては、その趣意を明示した通知を発して、次回支給日以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるとされているところ（１・(5)）、本件処分通知書により、令和２年１０月分の確定した就労収入認定額をもって扶助費を変更し、同月分として過払いとなった扶助費を同年１２月及び令和３年１月に分割して充当する旨を記載し、通知していることが認められる。

(3) 令和２年１１月１日付け変更

収入の認定は月額によることとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定するとされているところ（１・(4)）、処分庁は、請求人が就労を継続していることから、同額程度の収入が継続して見込まれるとして、同年１０月の収入認定額７１，７９８円を１１月收入額として推定認定し、請求人の最低生活費１２４，０５０円から７１，７９８円を差し引いた５２，２５２円を同月の保護費としたことが認められる。また、処分庁は、請求人が同年１０月２７日のハローワーク通所の際に要した交通費について必要最小限度の金額を算定し、生活移送費として３３６円を支給したことが認められる。

(4) 令和２年１２月１日付け変更

処分庁は、本件処分時において、請求人が単身世帯であること、東京都〇〇区（１級地－１）在住であることから、請求人の１２月分の保護費について期末一時扶助費１４，１６０円を計上したことが認められる。また、上記(3)と同様に、同年１０月の収入認定額７１，７９８円を１２月收入額として推定認定したほか、上記(2)による収入充当額３５，８９９円を収入認定し、請求人の最低生活費１２４，０５０円及び期末一時扶助１４，１６０円の合計額１３８，２１０円から収入認定額１０７，６９７円（７１，７９８円＋３５，８９９円）を差し引いた３０，５１３円を同月の保護費としたことが認められる。

そうすると、本件処分は上記１の法令等の定めに従って適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は第３のとおり主張し、処分庁が、請求人からの了承を得ることなく収入充当処理を行ったとして、本件処分の違法性・不当性を主張していると解される。

もっとも、本件処分における収入充当による取扱いは、上記２・(2)のとおり、法の処理基準である局長通知に則ってなされており、運用事例集はこうした取扱いの運用の指針として、被保護者の最低生活に留意した運用の参考となる事項を留意点として示している。そうすると、処分庁が、請求人の資力を預金口座の残高によって把握し、最低生活費を大きく割り込んだ生活を強いることがないことも踏まえて処分をしていることからすれば、了解を得ていないとの請求人の主張をもってしても、直ちに本件処分における収入充当の取扱いが不合理なものとして取り消す理由にはならない。

また、請求人は、行政手続法１４条に規定される不利益処分の理由の明示がなされていなかったことを主張する。しかし、本件処分通知書において、保護決定の理由として「世帯主の就労収入（確定）を変更します。」と、保護の変更による支給・戻入の金額と方法として「１０月分７１，７９８円の過払い分を、令和２年１２月から令和３年１月まで分割充当してお返しいただきます。」と記載されており、法２５条２項が準用する法２４条４項に基づき、本件処分の理由を示しているものと解されるから、請求人の主張を本件処分の取消理由と認めることはできない。

したがって、請求人の主張はいずれも採用できない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己